

空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

令和5年12月12日 制定

1 根拠規定

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項

2 許認可等の名称

空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定

3 指定の申請

支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添付のうえ、空家等管理活用支援法人指定申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の組織図及び事務分担等を記載した書面
- (4) 役員の役職名、氏名及び住所又は居所等を記載した書面
- (5) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- (6) 守口市暴力団排除条例（平成25年7月1日条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないことの誓約書
- (7) 前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (8) 当該事業年度の業務計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (9) 空家等の管理又は活用を図る活動の実績を記載した書面
- (10) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の指定に関して参考となる書類

4 指定の基準

市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、申請者に対して、支援法人の指定を行うものと

する。

- (1) 法第 24 条各号に規定する業務について、本市による実施が困難であると認められること
- (2) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社のいずれかに該当すること
- (3) 本市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること
- (4) 適正かつ確実な業務遂行のために必要な組織及び人員体制を有すると認められること
- (5) 健全な財務状況にあると認められること
- (6) 申請者に賦課される国税及び地方税の滞納がないこと
- (7) 申請者の役員が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員等
- (8) 指定の申請の内容が、守口市空家等対策計画に即していると認められること

5 指定の期間

前項の指定の有効期間は、指定の日が属する年度の翌年度末までとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。